

京都市交通局管理規程第28号

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「次長」の右に「，技術長」を加える。

第13条第2項中「局内の必要な部等」を「局内の必要な部，室等」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)